

まちなかチャレンジ機会創出事業における 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「まちなかチャレンジ機会創出事業」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため必要な事項を定める。

なお、ここでの「チャレンジ機会」とは、開業希望者が実際に商品の販売を行うことなどにより知識や経験を積むことができる機会をいう。

2 業務名

「まちなかチャレンジ機会創出事業」

3 目的

本事業は、開業希望者が実際にまちなかで商品を販売し、消費者の声を聴きながら、まちなかへの開業のステップとしてチャレンジ機会を創出することを目的とする。

開業希望者の支援や育成を行うことで、島田市内に開業する事業者を輩出し、中心市街地エリアの賑わい創出及び魅力向上を図る。

4 実施場所

中心市街地エリア内

なお、この要領において中心市街地エリアは令和2年3月に策定した「島田市中心市街地活性化基本計画」に定める中心市街地地域をいう。

5 業務内容

開業希望者が学ぶ機会や実際に販売する機会を、講座やイベントを通じて実施することとして、下記に掲げる企画、準備、運営、実施の報告までの一括した提案を募集するものである。なお、特別な事情がない限り、1回以上、対象者が実際に販売等を実施する機会を設けなければならない。

- (1) 講座やイベントの企画・運営
- (2) 対象者の募集・決定
- (3) 必要な資機材の調達
- (4) 事業のPR
- (5) 実施報告書の提出

6 参加資格

本事業の提案に参加する事業者は公募開始日から契約日までにおいて、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続き又は民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生の手続きの申立てがされていないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号) に規定する風俗営業及び類似する業種又は事業者でないこと。

(4) 島田市暴力団排除条例 (平成 24 年島田市条例第 31 号) に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

7 スケジュール

項 目	日 程
実施要領等の公開・公募開始	令和 2 年 9 月 28 日 (月)
応募期限	令和 2 年 10 月 13 日 (火)
審査 (書類審査) ~ 結果通知	令和 2 年 10 月 14 日 (水) ~ 1 週間以内
協議、契約締結	令和 2 年 10 月下旬~11 月上旬頃予定

8 応募方法

本業務に応募する者は、令和 2 年 10 月 13 日 (火) 17 時までに提出書類を揃え、島田市役所産業観光部商工課に提出すること。

提出後に応募を辞退する者は、速やかに辞退届 (任意様式) を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 提案参加申込書 (様式 1)
- イ 企画提案書 (任意様式)
- ウ 誓約書 (様式 2)
- エ 会社 (団体) 概要書 (様式 3)

(2) 提案内容

業務内容に沿って、以下の項目を含めた提案を書面にて求める。企画提案書はカラー A4 サイズで調整し、3 部提出すること。

- ア 本事業の企画実施にあたっての方針
- イ 講座及びイベントの内容や運営方法
- ウ イベント運営に関する危機管理体制
- エ 企画の特徴やセールスポイント
- オ 自由提案企画 (提案は任意)
- カ PR ツール (チラシ・ポスター・ウェブサイトなど)
- キ 業務工程表
- ク 本事業の実施体制

9 質疑等

提案に係る質疑は、次によること。

(1) 質問は、商工課の E メールアドレスに対し、令和 2 年 10 月 6 日 (火) までに E メールにて行うこと (様式は任意でかまわない)。

(2) 質問の回答は、令和 2 年 10 月 9 日 (金) までに、参加者全てに対し E メールにて連絡するものとする。

10 審査

- (1) 商工課内において書類審査を行うこととする。
- (2) 評価点が最も高い者を最優秀提案者とする（最優秀提案者との協議を経て随意契約を締結する）。ただし、審査の合計点数が6割に満たない者は、対象外とする。
- (3) 評価点が最優秀提案者に次ぐ者を次点者とし、最優秀提案者との協議が整わなかった場合において発注協議を行うこととする。
- (4) 審査結果は、令和2年10月20日（火）午後5時までに参加者に連絡する。
- (5) 審査内容に係る質問には応じないこととする。
- (6) 審査基準

審査項目	評価視点	点数配分
基本方針	本業務の趣旨・目的等を理解した上での実施方針となっているか。	15点
講座及びイベント内容	チャレンジ機会の創出が期待できる内容か。 出店しやすい環境が整えられているか。	20点
賑わい効果	賑わいが見込める提案がされているか。	10点
広報・PR体制	効果的なPR方法が提案されているか。	10点
創意工夫	出店希望者のステップアップとなるような工夫がされているか。 独自の取り組みが期待できるか。	15点
業務実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか。 計画的かつ現実的なイベント開催となっているか。	20点
安全管理	必要な危機管理体制を用意しているか。	10点

11 委託料

本業務に係る委託料は、500千円（消費税込み）とする。

12 履行期間

契約締結日から令和3年3月22日（月）まで

13 契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者を決定後、提案内容に基づき協議を行い両者協議が整った場合、令和2年10月下旬以降に本業務にかかる契約を締結する。なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない。（企画提案書内の実施体制を示す項目などにおいて、役割が明確に示されている場合を除く。）ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議の上その承認を得るものとする。

(2) 次点者との交渉

最優秀提案者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、次点者と当該業務委託について交渉を行う。

(3) 契約条項等

別に定める契約書のほか島田市財務規則等の定めるところによる。

14 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

エ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合

(2) 留意事項

ア 提出された企画提案書等は返却しない。

イ 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。

エ 企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

カ 提出された書類は島田市情報公開条例および島田市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

キ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

15 その他

(1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務終了後も同様とする。

(2) 記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、本市との協議を要するものとする。

(3) 業務の履行にあたり、本市と十分な打ち合わせを行い進めること。また、知識を有する者を配置すること。

(4) 本要領等に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、本市と別途協議する。

16 問い合わせ先及び各種書類の提出先

島田市 産業観光部 商工課

〒427-8501 静岡県島田市中心町1-1

TEL／0547-36-7164 FAX／0547-37-8200

Eメール／syoukou@city.shimada.lg.jp